

国分寺市自治基本条例（平成20年条例第43号）新旧対照表

改正前	改正後
<p>(参加と協働の推進)</p> <p>第6条 市は、次に掲げる政策の立案、実施及び評価のそれぞれの過程において参加の権利を保障し、協働を推進します。</p> <p>(1) 基本構想_____及び<u>基本計画その他の</u> 基本的政策を定める計画並びにこれらに基づく実施計画（以下「<u>基本構想及び基本計画等</u>」といいます。）の策定</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>(計画的市政運営)</p> <p>第27条 市は、<u>基本構想及び基本計画等</u>を市政運営の基本原則に基づき策定し、実施するとともに、新たな課題に対応できるよう見直しを行わなければなりません。</p> <p>(財政運営)</p> <p>第28条 市は、予算の編成及び執行に当たっては、<u>基本構想及び基本計画等</u>に基づき、行政評価の結果を踏まえ、健全な財政運営に努めなければなりません。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(参加と協働の推進)</p> <p>第6条 市は、次に掲げる政策の立案、実施及び評価のそれぞれの過程において参加の権利を保障し、協働を推進します。</p> <p>(1) 基本構想<u>(総合的かつ計画的な市政運営を図るための構想をいいます。以下同じ。)</u>及び<u>これに基づく計画並びに</u>基本的政策を定める計画及びこれ<u>に基づく実施計画</u>（以下「<u>基本構想等</u>」といいます。）の策定</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>(計画的市政運営)</p> <p>第27条 市は、<u>基本構想等</u> _____を市政運営の基本原則に基づき策定し、実施するとともに、新たな課題に対応できるよう見直しを行わなければなりません。</p> <p><u>2 基本構想の策定、変更又は廃止については、議会の議決を経なければなりません。</u></p> <p>(財政運営)</p> <p>第28条 市は、予算の編成及び執行に当たっては、<u>基本構想等</u> _____に基づき、行政評価の結果を踏まえ、健全な財政運営に努めなければなりません。</p> <p>2 (略)</p>

※第6条第1号の改正規定（「基本計画その他の」を「これに基づく計画並びに」に、「並びにこれら」を「及びこれ」に、「基本構想及び基本計画等」を「基本構想等」に改める部分に限る。）、第27条の改正規定（「基本構想及び基本計画等」を「基本構想等」に改める部分に限る。）、第28条第1項の改正規定は、平成29年4月1日から施行する。